

下野市体育施設利用案内

1. 利用者登録
2. 施設利用
3. 予約のキャンセル
4. 貸出施設（主な実施可能競技）
5. 利用上の注意
6. 競技用備品
7. その他
8. 下野市公共施設案内システム

2023年9月版
2025年3月改訂
下野市教育委員会事務局
スポーツ振興課

1. 利用者登録

★施設を利用するには利用者登録が必要です。

(1) 個人登録と団体登録

- ・個人登録：ご本人の身分証明書が必要となります。

(注) 中学生以下の者は、利用者登録できません。保護者名で登録・予約を行い、必ず保護者付き添いでご利用ください。

- ・団体登録：①官公庁、競技連盟等

②スポーツ少年団加入団体、スポーツ協会加盟団体、地域総合型スポーツクラブ加盟団体、部活動、地域団体（自治会、PTA等）

③法人又は事業所等

④構成員が10名以上のサークル等の一般団体

※名簿が必要となり、代表者の身分証明書も必要となります。

(注1) 中学生以下の者のみの団体は、利用者登録できません。保護者等が代表者となる団体名で予約を行い、必ず保護者付き添いでご利用ください。

(注2) 部活動の利用者登録は学校名＋部活名（〇〇中学校〇〇部）で登録してください。なお、代表者名は顧問の先生でお願いします。

(2) 市内登録と市外登録

- ・市内登録＝個人：市内在住者又は市内在勤者

団体：上記団体登録①の団体⇒本庁又は事務局が市内の団体

上記団体登録②の団体⇒事務局が市内の組織又は組織に加入している団体、市立又は市内の学校における部活動、市内の地域団体

上記団体登録③の団体⇒市内に事業所又は支部を有する法人等

上記団体登録④の団体⇒構成員の7割以上が市内在住者又は市内在勤者の団体

- ・市外登録＝上記以外の者又は団体

※官公庁の行政利用又は競技連盟等が主催する大会・イベント利用は市内登録と同条件で利用できます。

(3) 利用者登録の取り消し等

- ・次の項目に該当するときは、利用者登録の取り消し、又は利用を停止します。

①条例、規則及び使用許可条件に違反したとき

②登録申請書及び使用許可申請に偽りその他の不正があったとき

・住所、勤務地等を偽って登録する行為

・架空の人物を名簿に記載し団体登録する行為

・個人で利用する枠を団体名で予約し、不正に減免を受けようとする行為 e t c…

③利用しない場合のキャンセル連絡を怠ったとき

④施設の不適切な利用があったとき

⑤利用者から苦情が多く寄せられたとき

⑥その他教育長が認める特別な事由が生じたとき

- 長期間に渡り予約申請等の手続きが行われなかった利用者登録番号は、利用を停止する場合があります。最終利用日から長期間（3年程度）予約申請等の手続きを行わなかった場合はご注意ください。 ※再度、利用者登録申請が必要になります。

2. 施設利用

(1) 一般利用

- ・1日1回の利用は原則2時間以内（※テニスコートは最大2面まで）
- ・予約条件：市内登録者⇒利用日前月の11日以降に翌月分2回まで予約可

＋

利用日当月に1回まで予約可（※利用日当月に最大3回分予約可）

市外登録者⇒利用日前月の21日以降に翌月分1回まで予約可

＋

利用日当月に1回まで予約可（※利用日当月に最大2回分予約可）

（注）いずれにおいても、当月に1回消化後、当月分1回分の予約が可能（利用日当月の未利用分が最大で市内登録者3回、市外登録者2回）

- ・インターネットから仮予約ができます。予約にはID(利用者番号)とパスワードが必要となります。
- ・電話での予約受付はできません。予約状況の確認のみの対応になります。
- ・当日利用は予約ではないため空きがある場合は、予約回数にカウントせず利用ができます。
- ・利用日当日に予約の前後に空きがあった場合は、利用時間の追加・延長が可能です。

追加：予約時間の前に空きがあった場合、受付窓口申請することにより、予約時間の前1時間の追加利用ができます。

延長：施設利用時間が残り1時間を過ぎても、予約時間の後に他の予約がなければ、受付窓口申請することにより、1時間延長ができます。なお、受付窓口と利用施設が離れている施設については、施設利用開始時に他の予約がなければ受付窓口で申請する事ができます。（電話での申請不可）

※追加・延長は最大1時間までとし併用はできません。

- ・施設予約及び追加・延長の申請は予約者ご本人のみ（団体の場合は、代表者または団体構成員のどちらでも可）受付できます。
- ・同一施設内の同規模施設への変更は当日空きがあり、利用者が変更を申し出た場合に限り許可します。（野球場A面→B面 テニスコートC面→D面など）

（予約：図解）

4月（予約する月）

月	火	水	木	金	土	日
	1	2	3	4	5	6
7	8	9	10	11	12	13
14	15	16	17	18	19	20
21	22	23	24	25	26	27
28	29	30	予約1回			

市外登録者予約開始日

5月（利用する月）

月	火	水	木	金	土	日
	予約2回		1	2	3	4
5	6	7	8	9	10	11
12	13	14	15	16	17	18
19	20	21	22	23	24	25
26	27	28	29	30	31	

市内登録者予約開始日

【対応可能窓口】

・スポーツ交流館・南河内体育センター・国分寺B&G海洋センター・スポーツ振興課

(2) 練習試合利用

練習試合利用とは下記の条件で利用することをいいます。

- ・自チーム以外の相手と試合をするための利用
- ・2時間を超える利用

- ・練習試合による予約をするためには、「練習試合による予約受付表」により申請し予約ができます。(※予約の申請については団体名とします。)
- ・予約条件：市内登録者⇒前月11日以降1回まで予約可
市外登録者⇒前月21日以降1回まで予約可
- ・予約時間は、試合数に応じた必要最低限とします。
※1試合当たり 90分目安
- ・練習試合の予約は1回ごとです。(予約分の利用終了後、次の予約ができます。)

(予約方法：図解)

4月(予約する月)

月	火	水	木	金	土	日
	1	2	3	4	5	6
7	8	9	10	11	12	13
14	15	16	17	18	19	20
21	22	23	24	25	26	27
28	29	30				

市外登録者予約開始日

5月(利用する月)

月	火	水	木	金	土	日
			1	2	3	4
5	6	7	8	9	10	11
12	13	14	15	16	17	18
19	20	21	22	23	24	25
26	27	28	29	30	31	

市内登録者予約開始日

【対応可能窓口】

スポーツ振興課・スポーツ交流館・南河内体育センター・国分寺B&G海洋センター

(3) 大会、行事利用

大会、行事利用とは下記の条件で利用することをいいます。

- 開催要項があり、主催者が明確な大会または行事の利用
- 2時間を超える利用

- ・大会や行事による予約をするためには、「各種大会・行事等の予約受付表」により申請し予約ができます。
- ・大会や行事の予約は、必ず「主催者名」で行ってください。
※連盟等の主催にもかかわらず、会場担当の役員が所属する団体名で予約申請する場合があります。また、開催する大会やイベント等の中心として関係する個人に限り、個人名での予約ができます。ただし、減免適用や領収書のあて名等に影響を及ぼします。
- ・主催者によって予約条件(時期・回数等)が異なります。詳細はお問い合わせください。

【対応可能窓口】

スポーツ振興課

3. 予約のキャンセル

キャンセルする場合は必ず連絡してください。一般利用の仮予約の場合のみインターネットからも出来ます。また、仮予約のまま利用日の3日前までに本予約の手続きを行わないと「仮予約」の情報は自動的に消滅しキャンセルとなりますのでご注意ください。

本予約後、下記の場合のキャンセルについては利用料を還付します。

(1) 自己都合によるキャンセル

- ・予約当日から3日前までに連絡があった場合のみ還付します。2 日前からのキャンセルについては、還付対象外です。

理 由	連 絡 の 時 期				(連 絡 先)
	3日前	2日前	1日前	当 日	
自己都合による キャンセル	可	不可	不可	不可	スポーツ交流館 52-1124 南河内体育センター 48-2392 B&G海洋センター 44-5131

(2) 天候によるキャンセル

- ・利用当日⇒利用開始時間前に雨や強風等でグラウンド等が利用できない状態のため、事前にキャンセルの連絡があった場合。
- ・プレー中⇒プレー中の急な雨や強風等の天候の変化によるキャンセルで、利用開始時刻後に連絡のあった場合。(下記の範囲で)

1 時間を単位として

- ・3分の1 経過前の連絡⇒当該 1 時間分も含め還付
- ・3分の1 経過後の連絡⇒当該 1 時間を差し引いた残りの時間分を還付

例 1：2時間予約した場合で、利用開始後に雨が降ってきた場合

20分以内に連絡があった場合 ⇒ 全額還付

20分経過してから連絡があった場合 ⇒ 1 時間分還付

1 時間 20 分経過後 ⇒ 還付なし

例 2：2時間予約＋当日 1 時間延長した場合で、利用開始後に雨が降ってきた場合

20分以内に連絡があった場合 ⇒ 全額還付

20分経過後、1 時間 20 分経過前に連絡があった場合 ⇒ 2 時間分還付

1 時間 20 分経過後、2 時間 20 分経過前に連絡があった場合 ⇒ 1 時間分還付

2 時間 20 分経過後 ⇒ 還付なし

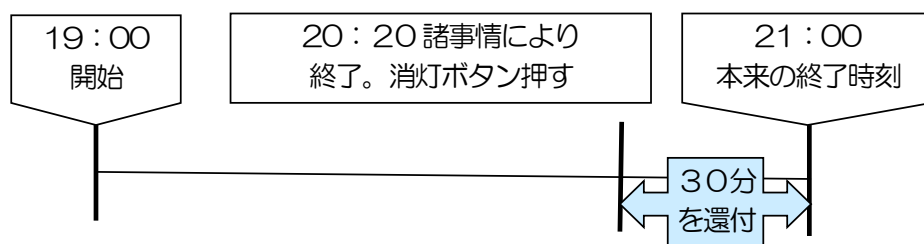
(3) 夜間照明（ナイター）

- ・ナイター使用料は電気代の意味合いがあり、未使用のナイターカード・コイン等を返却した場合、ナイター使用料を還付します。

※未使用のナイターカード・コインを次回利用時に使用することはできません。

- ・ナイターカード・コイン等の性質上返却されない場合は、「下野市体育施設照明使用料一覧」における使用料を単位とし、各単位の3分の 1 以上使用していない部分を還付の対象とします。

例：ナイターを 19時から21 時までの2 時間を予約したが、20 時 20 分に消灯した場合（30 分単位の場合）



（４）還付手続き

下野市の還付方法はすべて口座振り込みとなりますので、下記のとおり還付請求を行ってください。

① 窓口へキャンセルの連絡 ※P5 参照



②窓口にて「施設使用料還付申請書」の発行を受ける



③「下野市体育施設等使用料還付請求書」「施設等利用許可書兼領収書（原本）」と「施設使用料還付申請書」を窓口へ提出

※還付請求者は、施設等利用許可書兼領収書に記載のある利用者本人

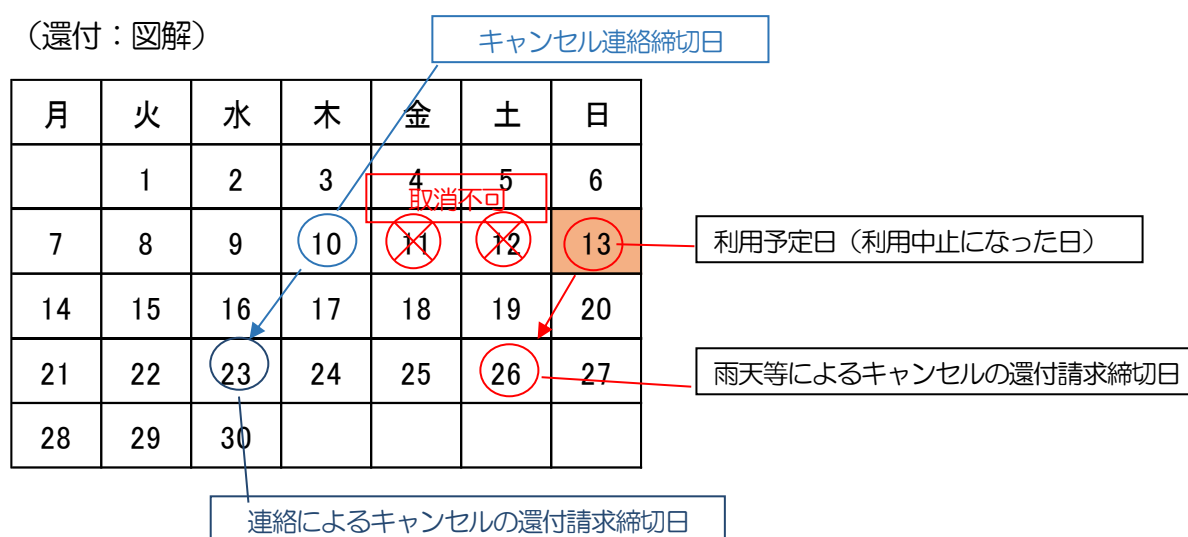
※還付請求には「施設等利用許可書兼領収書（原本）」の添付が必須ですので大切に保管ください。

※「下野市体育施設等使用料還付請求書」は、市ホームページからダウンロードできます。

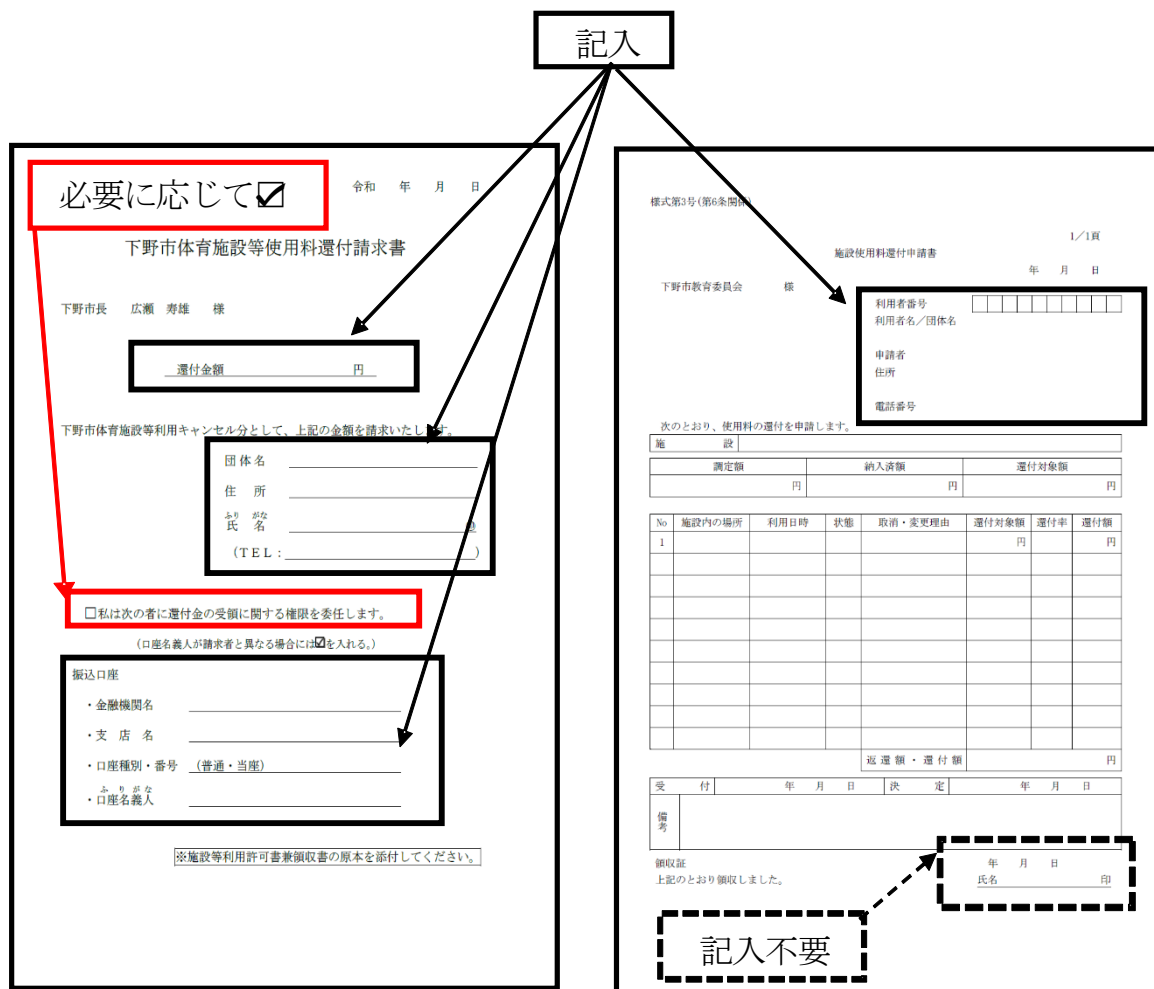
※還付手続きは、キャンセルの連絡をした日から 14 日以内をお願いします。

※金額部分以外を訂正する場合は訂正印が必要です。

（還付：図解）



(還付申請書及び請求書記入例)



※請求書の請求金額の修正は認められません。（訂正印も不可）記入ミス等が生じた場合は、請求書を再作成してください。

【対応可能窓口】

スポーツ交流館・南河内体育センター・国分寺B&G海洋センター・スポーツ振興課

※原則、予約した窓口で還付申請をお願いします。

4. 貸出施設（主な実施可能競技）

（１）屋内体育施設等における許可活動の基準について

- ・スポーツ以外での屋内施設利用については、施設の設置目的や近隣住民への影響、施設の仕様等から総合的に判断し内規で定められています。

（２）屋内施設の利用について

- ・屋内施設については、施設の仕様等の関係から下記のとおり実施競技の制限があります。

- ①ハンドボール⇒石橋体育センターのみ
- ②フットサル ⇒南河内東体育館のみ
- ③バレーボール⇒国分寺聖武館でのバレーボールは全面での利用のみ
- ④ドッチボール⇒隣接利用者への影響がない場合のみ利用可

（３）屋外施設の利用について

- ・屋外施設については、多種多様な利用が想定されますが、基本的に実施可能な競技でも、敷地面積等の関係から下記のとおり扱いとしております。

①軟式野球・ソフトボール

		一般野球 (中学生以上)	学童野球	ソフトボール	条件等
大松山運動公園	多目的 A	○※1	○	○	※1：全面利用（多目的 B 含）
	多目的 B	×	○	○※1	※1：ピッチャープレート無し
国分寺運動公園	A 球場	○	○	○※1	※1：ピッチャープレート無し
	B 球場	○	○	○	
	D 球場	×	×	○	
別処山公園	A 球場	○	○	○	
	B 球場	○	○	○※1	※1：ピッチャープレート無し
五千石球場		○	○	○	
西坪山球場		○	○	○	
諏訪山球場		×	○	○	
南河内球場		×	○※1	○※2・3 下記のとおり制限	※1：ベース無し ※2：ベース無し ※3：女子用ピッチャープレート有り
みのわ古城公園		×	○※1	○※2	※1：ベース無し ※2：ベース無し
柴公園		×	×	○※1・2 下記のとおり制限	※1：ピッチャープレート無し ※2：ベース無し
尼寺球場		×	○※1	○※2・3	※1：ベース無し ※2：ピッチャープレート無し ※3：ベース無し

※南河内球場・柴公園のソフトボールについては、高齢者団体による練習・大会と一般の練習に限る。

②硬式野球

原則不可

③サッカー【練習・大会ともに可】

大松山運動公園多目的グラウンド、南河内東部運動場、みのわ古城公園、柴公園

※但し、みのわ古城公園、柴公園については子供用のサッカーゴールのみ

※大松山運動公園多目的グラウンドについては、原則全面での利用になりますが、ナイター練習での利用に限り、半面利用を可とします。但し、その際は、サッカーゴールは片方のゴールしか利用できません。

④サッカー【大会のみ】

大松山運動公園陸上競技場フィールド、別処山公園

※スパイクシューズによりグラウンドが損なわれるため大会のみ

(4) 特殊な施設の利用

①大松山運動公園陸上競技場

- ・別途、「大松山運動公園のご利用について」をご確認ください。
- ・陸上競技場は、他の利用者との共同利用となります。個人利用の際は、予約を行わず、利用当日に陸上競技場にて利用料金を支払いのうえ、ご利用することができます。
- ・団体利用も可能ですが、事前にスポーツ振興課、スポーツ交流館、南河内体育センター、国分寺 B&G 海洋センターのいずれかで予約が必要です。また、その際も他の利用者との共同利用となります。※（参考）1レーンあたり20名程度までの共同利用
- ・利用者が多数の場合は、利用をお断りさせていただく場合がございます。
- ・貸切利用については、原則、大会やイベントのみとします。なお、貸切は陸上競技場全体とし、トラックのみ又はフィールドのみの貸切はありません。貸切利用の場合は、他の施設と同様、スポーツ振興課窓口のみでの予約受付となります。また、予約の際には大会要項等の提出が必要です。
- ・夜間は作業灯が点灯しており、共同利用の際に作業灯のみで利用する場合は、ナイター使用料は発生しません。但し、専用利用の場合は、作業灯は点灯しませんので、夜間利用の際は、ナイター料が発生します。
- ・1レーンは使用できません。
- ・サッカーは大会のみの利用とし、12月から4月は芝養生のためご利用できません。

②旧国分寺西小学校体育館（ボルダリングウォール併設）

- ・アリーナ部分については、球技（バドミントン等含む）での利用はできません。
- ・ボルダリングウォールを利用するには、事前講習を受講し、講習終了後に発行される許可証が必要となります。許可証のない方はご利用できません。
- ・事前講習の日程の確認及びお申し込みについては、市ホームページ、広報をご確認のうえスポーツ振興課までお問合せ下さい。
- ・安全上の観点から最低利用人数を2名からとします。
- ・ボルダリングウォールの予約は、B&G海洋センターでのみ行っております。
- ・アリーナ利用者のボルダリングウォール使用を固く禁止します。

5. 利用上の注意

- ①使用した器具や備品等は、元の位置に戻してください。
- ②施設や器具及び備品等を破損した場合は、必ずスポーツ振興課へ届出るとともに（学校開放施設の場合は学校へも連絡）、その損害を賠償していただきます。
※万一に備え、スポーツ保険の加入をお勧めします。
- ③照明の消し忘れや鍵の閉め忘れ等が無い様に確認してください。
- ④体育館・武道館使用後は、必ずモップ掛けを行い、汚れをおとしてください。
- ⑤グラウンド使用後は、必ずレイキ等でグラウンド整備を行ってください。
- ⑥テニスコート使用後は、必ずブラシ等でコートならしを行ってください。
- ⑦学校開放施設によるグラウンドを利用の際、石灰は各自でご用意ください。
※学校のものは使用禁止です。
- ⑧施設敷地内は火気厳禁、特にグラウンドでのたき火は絶対にしないでください。
- ⑨体育施設内のストーブ等の暖房器具の使用は禁止です。
- ⑩体育施設は敷地内全面禁煙です。
- ⑪飲食は、ロビー等の所定の場所をお願いします。
- ⑫ゴミは必ず持ち帰ってください。
- ⑬貴重品は自己責任において管理してください。
- ⑭窓口で貸与した施設の鍵は、責任をもって利用後速やかに返却してください。
※合鍵作製は厳禁です。合鍵作成が発覚した場合や鍵を紛失した場合は、防犯上の理由によりドアノブ等の交換をする場合もありますので、生じた費用を負担していただきます。
- ⑮体育施設に団体や個人の私物を置かないでください。
- ⑯施設利用後、使用箇所について消毒をお願いします。
 - ・体育館出入り口のドアノブ ・電気のスイッチ（トイレ、器具庫等も）
 - ・窓の開閉で触れたところ ・使用器具
 - ・トイレ・水道を使った場合、手を触れたところ
- ⑰施設を改造する行為は禁止です。
- ⑱鍵の貸出は8時30分から、返却は21時30分までとなりますが、受付窓口と利用施設が離れている場合は、貸出を8時から（但し、8時30分から利用するものに限る。）返却を22時までとします。

6. 競技用備品

- ・施設利用にあたり、下記の競技用備品は貸出施設付属品として用意されておりますが、故障や不足している場合もございますので、ご不明な場合は事前にご確認ください。
- ・屋内、屋外施設を問わず、バット、ラケット、ボール等については各自でご用意ください。

(1) 屋外施設の競技用備品（学校開放施設除く）

①野球・ソフトボールの競技用備品について

- ・一部のグラウンドで、ピッチャープレートやベースが用意されていない場合があります。詳細は「4. 貸出施設（主な実施可能競技）」を参照ください。

②サッカーの競技用備品

- ・サッカーゴールについてはグラウンド内に用意されていますが、みのわ古城公園、柴公園には子供用のサッカーゴールしかありません。また、国分寺運動公園にはサッカーゴールがありません。
- ・ゴールネットは、基本的にサッカーゴールに設置してありますが、大松山運動公園多目的グラウンドについては、Bグラウンドの備品庫に保管してあります。また、別処山公園の大人用ゴールネットはBグラウンドダッグアウト内の備品庫に保管してあります。
- ・以下の施設にはコーナフラッグは用意しておりません。
みのわ古城公園、柴公園、別処山公園、国分寺運動公園

③テニスの競技用備品

- ・ネット、ネット巻き、センターストラップは全てのテニスコート内に設置されています。

④陸上競技の競技用備品

- ・大松山運動公園陸上競技場については、ほぼ全ての陸上競技用備品が用意されていますが、その他のグラウンドでは用意されておりません。

⑤その他の屋外競技

- ・上記以外の屋外競技については、基本的に競技用備品は用意されておりません。

(2) 屋内施設（体育館）の競技用備品

①バレーボールの競技用備品

- ・支柱、ネットが用意されておりますが、アンテナについては、用意されていない場合がございます。
※聖武館のバレーネットのハンドルは、B & G海洋センター窓口での貸出となります。

②ソフトバレーボール

- ・支柱は、マルチ支柱（ソフトバレー・バドミントン・インディアカ共有）がコート数用意されていますが、一部でバドミントン支柱＋補助ポールで代用している施設があります。
- ・ネットは、コート数用意しておりますが、南河内東体育館には用意されておりませんので、バドミントンネットで代用となります。
※聖武館のネットはB & G海洋センター窓口での貸出となります。

③バドミントン

- ・支柱、ネットが用意されております。
※聖武館のバドミントンネットは、B & G海洋センター窓口での貸出となります。

④インディアカ

- ・支柱、ネットともに、バドミントンの競技備品で代用しております。

⑤卓球（ラージ卓球含む）

- ・下記の施設で卓球台及びネットを用意しております。

石橋体育センター、南河内体育センター、B&G海洋センター

※石橋体育センター⇒卓球ネットはセンター内備品庫、ラージ卓球ネットはスポーツ交流館窓口での貸し出し

南河内体育センター⇒卓球ネット、ラージ卓球ネットともにセンター窓口

B&G海洋センター⇒卓球ネット、ラージ卓球ネットともにセンター窓口

⑥その他の屋内競技

- ・上記以外の屋内競技については、基本的に競技用備品は用意されておりません。

（3）競技用備品についての特記事項

- ・弓道場の利用にあたって、以下の競技用備品は用意しておりません。石橋弓道場及び国分寺静思館を利用する際は、以下の備品は利用者自身でご用意ください。

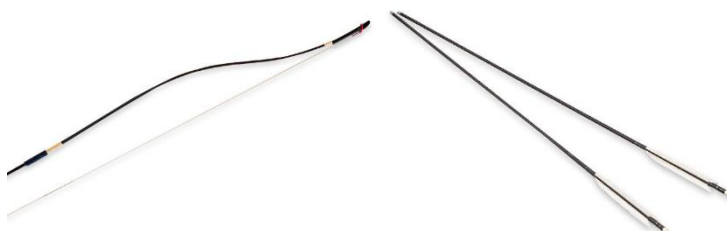
（注）弓道場にある下記の備品は下野市スポーツ協会のものであり貸出はしておりません。

★的、候串

※候串（ごうぐし）…的を安土に設置する竹製もしくは鉄製の串のこと



★弓、矢及び弓かけ等



弓

矢



弓かけ（ゆがけ）

7. その他

(1) 定期利用

定期利用とは下記の条件で利用することをいいます。

年間を通じて決まった場所、曜日、時間を定期的に利用する場合の利用

- 定期利用登録は、下記のいずれかの要件を満たしていることが必要です。
 - ① 下野市スポーツ少年団又は下野市スポーツ協会又は地域総合型スポーツクラブに加入している団体で年間を通して月1回以上利用する団体
 - ② 市立学校又は市内高等学校の部活動で年間を通して月1回以上利用する団体
 - ③ 10人以上の団体で、その内の7割以上が下野市に在住、在勤又は在学の者で構成されている団体で年間を通して月1回以上利用する団体
- 定期利用による予約をするためには、毎年12月を目途に翌年度分の定期利用登録を募集しており、申請後に発行される「体育施設定期利用登録決定通知書」がないと予約できません。
※定期利用申請は、募集時期以外の追加および変更登録は行っておりません。

(2) 減免措置

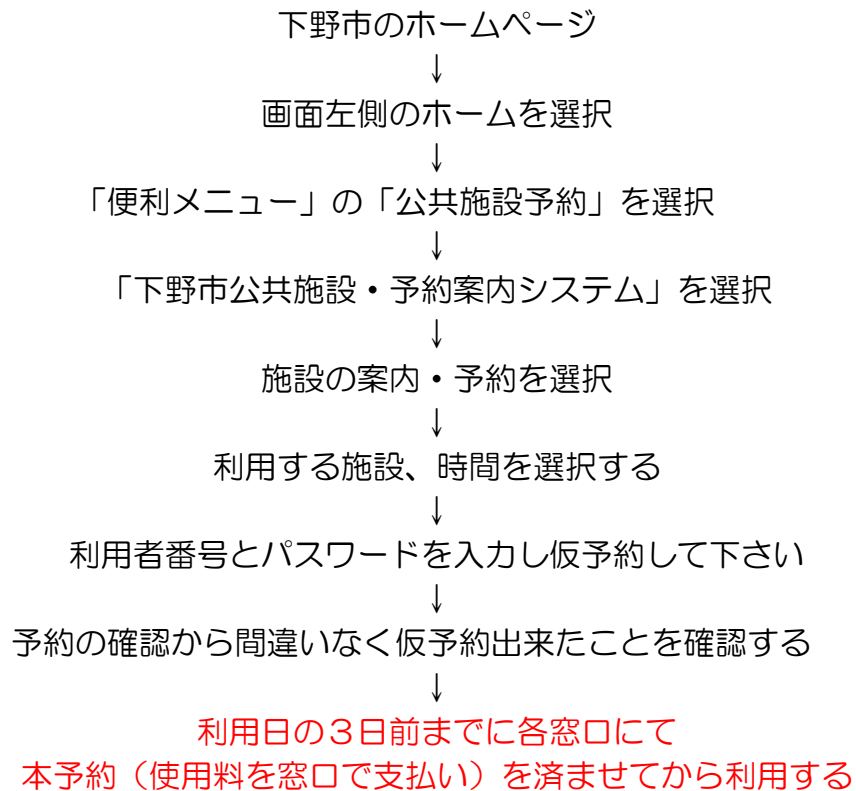
下野市体育施設等使用料減免規程により施設使用料及び夜間照明料が減免される場合があります。詳細はお問合せください。

(3) 営利目的の利用

下野市体育施設条例、下野市都市公園条例等により下記のとおり特殊使用料として使用料が加算される場合があります。

- ① アマチュアスポーツ等で使用する場で入場料等を徴収する場合⇒2倍の額
- ② アマチュアスポーツ等以外で使用する場で、営利活動以外に使用する場合⇒5倍の額
- ③ アマチュアスポーツ等以外で使用する場で営利活動の一部として行う興業、商業宣伝、招待その他これらに類するものに使用する場合⇒10倍の額

8. 下野市公共施設案内システム



※3日前までに本予約の手続きを行わないと、「仮予約」の情報は自動的に消滅いたしますので、必ず、本予約の手続きを行うようご注意ください。

お問い合わせ先

【一般利用の予約】

- ・ス ポ ー ツ 交 流 館：０２８５－５２－１１２４
- ・南河内体育センター：０２８５－４８－２３９２
- ・B&G 海洋センター：０２８５－４４－５１３１

【大会・イベント等の予約】

- ・下野市教育委員会 スポーツ振興課：０２８５－３２－８９２０